

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

目次

次

五

目次中第二章「第一節 部(第五条)」を「第一節 室及び部(第五条)」に改める。

目次中第五章に第四節として次のように加え、第四節を第五節とし、以下第九節まで順次一節ずつ繰り下げる。

第五節 福祉事務所(第六十八条の二——第六十八条の五)

目次中第五章に第十一節、第十二節及び第十三節として次のように加え、第十節を第十四節とする。

第十一節 鳥取県大阪事務所(第八十七条の二——第八十七条の四)

第十二節 鳥取県農産物門司あつ、旋所(第八十七条の五——第八十七条の六)

第十三節 山林事務所(第八十七条の七——第八十七条の十)

目次中第五章に第十五節として次のように加え、第一節を第十六節とし、以下順次五節ずつ繰り下げる。

第十五節 耕地事務所(第八十九条の二——第八十九条の五)

する。

昭和三十年四月一日

鳥取県知事 藤 茂

鳥取県規則第十一号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二章中「第一節 部」を「第一節 室及び部」に改める。
第三条第一号及び第二号を次のように改める。

一 本庁内部部局

鳥取県部局設置条例(昭和二十八年一月鳥取県条例第二号)により設けられた室及び部並びに室及び部の下の課又は局並びに課又は局の下の係等をいう。

二 甲類附属機関

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百十三条の規定に基き設置された當造物並びに法第二百五十八条第五項の規定に基き設けた分課のうち、分掌事務を地方的に処理しない機関をいう。

第五条を次のように改める。

第五条 法第二百五十八条第一項及び第二項の規定に基き、知事の権限に属する事務を分掌させるため、鳥取県部局設置条例により設けられた室及び部並びにその分掌する事務は、次のとおりである。

知事公室

一 重要施策の企画及び県行政の総合調整に関する事項

二 広報に関する事項

三 觀光に関する事項

総務部

一 職員の進退及び身分に関する事項

二 議会及び県の行政一般に関する事項

三 県の歳入歳出予算税その他の財務に関する事項

四 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

五 統計、条例の立案その他知事公室及び他部の主管に属しない事項

民生労働部

一 社会福祉に関する事項

二 社会保障に関する事項

三 労働に関する事項

衛生部

一 保健衛生に関する事項

二 保健所に関する事項

経済部	
一 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項	二 農地関係の調整に関する事項
三 開拓及び入植に関する事項	四 物資の配給及び物価の統制に関する事項
五 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項	
土木部	
一 道路及び河川に関する事項	二 都市計画に関する事項
三 住宅及び建築に関する事項	四 港湾その他土木に関する事項
第六条を次のように改める。	
(課、局及び係の設置、名称)	
第六条 鳥取県部局設置条例により設けられた室及び部の下に、次の上欄に掲げる課及び局を置き、課及び局の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる係を置く。	
一 知事公室	

厚生課	秘書課 企画広報課 観光課	庶務係、秘書係 庶務係、企画係、行政調査係、開発係 庶務係、觀光係、施設係
婦人児童課	人事課 人財会計課	庶務係、法制係、文書係、業務係、涉外 庶務係、人事係、給与係、厚生係
世話課	地方課 統計課	庶務係、人事係、給与係、厚生係 庶務係、予算係、税制係
保険課	人務課 財務課	庶務係、収支係、審査係、用度係、国費 庶務係、行政係、財政係、監理文教係、 消防係
労政課 職業安定課	資料係	庶務係、調査係、産業係、生活統計係、 (別に定める国家公務員をもつて組織する係を除く。) 國保係 庶務係、労政係 (別に定める国家公務員をもつて組織する係を除く。) 失業対策係

失業保険課 別に定めるところによる。

四衛生部

医務課 基務係、医務係、衛生統計係

公衆衛生課 基務係、結核予防係、防疫係

薬務課 基務係、薬事係、補給係、麻薬係

五經濟部

農政課 基務係、食糧係、協同組合係、農業經營

農業改良課 基務係、農業共済係、農村工業係

水産課 基務係、農產係、特產係、普及係、生活改善係、肥料機材係、専門技術員室

畜産課 基務係、生產係、有資營農係、衛生係

林務課 基務係、森林指導係、造林係、治山係、保安

農地開拓課 基務係、漁政係、指導係、生產係

耕地課 基務係、調整係、建設係、農地係、開拓係、經營

六土木部

土木課 基務係、管理係、土地改良係、災害係、干拓係

第七条を次のように改める。

(知事公室各課の分掌事務)

第七条 知事公室の各課においては、次の事務をつかさどる。

秘書課

一 知事及び副知事の秘書に関する事

二 位勲及び褒賞に関する事

三 行幸啓その他皇室に関する事

四 庁中儀式に関する事

企画広報課

一 県政にかかる総合企画、調査審議及び連絡調整に

関すること

二 行政効果の調査に関する事

三 知事特命事項に関する事

四 部長会議に関する事

五 知事会議に関する事

六 災害対策本部に関する事

七 國土総合開発に関する事

八 國土調査に関する事

九 陳情訴願の処理に関する事

十 行政各般の報導宣傳に関する事

十一 世論調査及び情報の収集に関する事

十二 出版物の調整に関する事

十三 國立国会図書館法による県出版物の納本に関する事

十四 庁内放送に関する事

十五 東京事務所に関する事

一 觀光宣傳に関する事

二 観光施設に関する事

管理課	基務係、管理係、災害係
道路課	基務係、計画係、補修係、改良係
河港課	基務係、河川係、港湾係
砂防課	基務係、砂防係、発電係
電源開発局	基務係、開発係
建築課	基務係、住宅係、指導係、一般營繕係、
学校營繕係	

- 四 工業標準化法に關すること
- 五 博覽会に關すること
- 六 発明考案に關すること
- 七 工芸美術に關すること
- 八 地代家賃に關すること
- 九 電力及び高圧ガスに關すること
- 十 火薬に關すること
- 十一 爆薬物の処理に關すること
- 十二 猶銃等製造販売事業の許可に關すること
- 十三 热管理に關すること
- 十四 中小企業等協同組合法に關すること
- 十五 商工会議所その他商工団体に關すること
- 十六 事業者団体法に關すること
- 十七 独占禁止法に關すること
- 十八 自転車競技法に關すること
- 十九 鉱業に關すること
- 二十 計量に關すること
- 二十一 貿易に關すること
- 二十二 貸金業に關すること

電源開発局

- 一 県営発電事業に關すること
- 二 横須賀県営発電所及び小鹿県営発電建設事務所に關すること

第十四条中「課長」を「課長又は局長」に改める。

- 五 団体及び労働関係の調整に關すること
- 五 勞政事務所に關すること
- 二 緊急失業対策法の施行に關すること
- 三 駐留軍關係労務者の充足確保に關すること
- 四 政府職員等の失業者の退職手当に關すること
- 五 労働省關係職員の身分取扱に關すること
- 六 労働省所管一般会計所屬の国有財産及び物品に關すること
- 七 勞働省所管一般会計予算經理に關すること
- 八 公共職業安定所及び公共職業補導所に關すること
- 九 その他職業安定行政に關すること
- 失業保険課
- 一 失業保険法の施行に關すること
- 二 失業保険料その他徴収金の徴収及び現金の収納に關すること
- 三 失業保険特別会計所屬の国有財産及び物品に關す

(經濟部各課の分掌事務)

- 第十二条中「農林部」を「經濟部」に改める。
- 第十二条農政課第十二号中「農業綜合研究所、」を削る。
- 第十二条の見出しを次のように改める。
- 四 失業保険特別会計の予算經理に關すること
- 五 失業保険の監査に關すること
- 六 公共職業安定所における失業の認定及び失業保険金給付事務の指導監督に關すること
- 七 失業保険施設に關すること
- 八 公共職業安定所に關すること
- 九 その他の見出しを次のように改める。

第十二条削除

第十二条の見出しを次のように改める。

- 第一條 削除
- 第二條 第十二条の見出しを次のように改める。
- 第三條 第十二条中蚕糸課の次に次のように商工課を加える。

商工課

- 一 中小企業振興に關すること
- 二 工場誘致に關すること
- 三 商工金融に關すること

第十二条中林務課に關する事務

- 第一條 第十二条中林務課に第二十号として次の一号を加える。
- 第二條 山林事務所に關すること
- 第三條 第十二条水産課第二十号中「境漁業無線局」を「境漁業用海岸局」に改める。

- 第四條 第十二条中耕地課に第九号として次の一号を加える。
- 第五條 第十三条砂防課中第二号を次のように改め、第四号を削る。
- 第六條 第十三条砂防課中第二号を次のように改め、第四号を削る。
- 第七條 第十三条砂防課に水力発電(県営発電を除く。)に關すること
- 第八條 第十三条砂防課の次に次のように電源開発局を加える。

ること

2 前項に掲げるもののほか、法第百五十八条第五項の規定に基き、次に掲げる甲類附屬機関を設置する。

第三十二条削除
第三十五条の見出しを次のように改める。

鳥取県立森林検定所
鳥取県印刷所

鳥取県精神衛生相談所
鳥取県立公共職業補導所
鳥取県立農業協同組合講習所
(鳥取県境漁業用海岸局)
第三十五条中「鳥取県境漁業無線局」を「鳥取県境漁業用海岸局」に改める。

第三十六条第二項中「西伯郡幡鄉村」を「西伯郡岸本町」に改める。

第四十三条及び第四十三条の二を次のように改める。
第四十三条及び第四十三条の二 削除

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第五十一条第二項中「日野郡八郷村、溝口町」を「岸本町、日野郡溝口町」に改める。

第五十二条第二項中「岩美郡大岩村」を「岩美郡岩美町」に改める。

第五十七条中「鳥取県社会福祉審議会」の次に次のように「鳥取県医療扶助審議会」を加える。

第十五条第二項中「副知事及び」を「副知事、室長及び」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

第十六条 室、部、課、局及び係にそれぞれ次の長を置く。

室長
部長
課長
局長
係長

第十七条中「部長を」「室長及び部長」に、「課長」を「課長及び局長」に、「課務」を「課務又は局務」に改める。

第十八条中「部長」を「室長又は部長」に改める。

第二十条の見出し中「課員」を「課員及び局員」に改める。

第二十条中「課員」を「課員及び局員」に、「課長」を「課長又は局長」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(甲類附屬機関の設置及び名称)
第二十一条 法第二百十三条の規定に基づき設置された甲類附屬機関は、次のとおりである。

鳥取県養老院

鳥取県身障害者更生指導所

鳥取県身体障害者更生相談所

鳥取県立中央病院

鳥取県立高等看護学院

鳥取県工業試験場

鳥取県立木材工業指導所

鳥取県農業試験場

鳥取県営浜村屠場

鳥取県境漁業用海岸局

幡鄉郡営發電所

鳥取県立積善學園

鳥取県立皆成學園

鳥取県衛生研究所

鳥取県医療扶助審議会

鳥取県医療扶助審議会条例第一條及び第二條の規定による医療扶助の適正な実施を図るため要保護者の入院医療の要否その他医療の給付に関する事項の審議並びに知事に対する意見の具申に関する事務所」を加える。

第五十八条第一項中「県税事務所」の次に「福祉事務所」を加える。

第五十八条第二項中「鳥取県東京事務所」の次に「鳥取県大阪事務所」、「鳥取県農産物販賣所」及び「山林事務所」を、「商業指導所」の次に「耕地事務所」を加える。

第六十二条中「東部地方事務所」鳥取市 岩美郡 八頭郡 気高郡」を削る。

第五章に第四節として次のように加え、第四節を第五節とし、以下第九節まで順次一節ずつ繰り下げる。

第四節 福祉事務所

(福祉事務所の設置)

第六十八条の二 鳥取県福祉地区及び福祉事務所設置条

例(昭和三十年三月鳥取県条例第八号)により設置された福祉事務所は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第十三条第六項に規定する生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を主として所掌するための機関である。

(福祉事務所の名称、位置及び管轄区域)

第六十八条の三 福祉事務所の名称、位置及び管轄区域は次のとおりである。

名 称 位 置 管 轄 区 域
東部福祉事務所 鳥取市 岩美郡、八頭郡、氣高郡

(福祉事務所の内部組織)
第六十八条の四 福祉事務所に、社会係、福祉係及び援助係を置く。

(福祉事務所の所掌事務)
第六十八条の五 福祉事務所においては、次の事務を行う。

一 社会福祉事業に関する事務

二 生活保護、児童福祉及び身体障害者福祉に関する事務

こと

三 更生資金に関する事務

こと

四 救済援護に必要な物資に関する事務

こと

五 災害救助に関する事務

こと

六 同和事業に関する事務

こと

七 消費生活協同組合及び公益質屋に関する事務

こと

八 婦人及び児童の福祉に関する事務

こと

九 国民健康保険に関する事務

こと

十 その他社会福祉に関する事務

こと

第八十三条中「天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東長田村、」を「西伯町、」に「幡郷村、大幡村、」を「岸本町のうち前の幡郷村及び大幡村、」に、「八郷村」を「西伯郡岸本町のうち前の八郷村」に改める。

第五章に第十一節、第十二節及び第十三節として次のように加え、第十節を第十四節とする。

第十一節 鳥取県大阪事務所**(大阪事務所の位置)**

第八十七条の三 鳥取県大阪事務所は、大阪市東区南久宝寺町二丁目に置く。

(附設機関の設置、名称及び位置)

第八十七条の四 鳥取県大阪事務所に附設機関を置く。

2 附設機関の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 位 置 管轄区域

鳥取県神戸貿易事務所 神戸市生田区新港町

第十二節 鳥取県農産物門司あつ旋所

(門司あつ旋所の設置)

第八十七条の五 鳥取県農産物門司あつ旋所は、本県農産物の販売あつ旋、市況の速報並びにこれに伴う各種の調査及び連絡を行う機関とする。

(門司あつ旋所の位置)

第八十七条の六 鳥取県農産物門司あつ旋所は、門司市に置く。

第十三節 山林事務所

(山林事務所の設置) 第八十七条の七 山林事務所は、林業に関する事務の一

部を分掌させるための機関とする。

(山林事務所の名称、位置及び管轄区域)

第八十七条の八 山林事務所の名称、位置及び管轄区域

は、次のとおりとする。

名 称 位 置 管轄区域

鳥取県東部山林事務所 鳥取市 頭郡、岩美郡、八

(山林事務所の内部組織)

第八十七条の九 山林事務所に、林政係、林業係及び施設係を置く。

(山林事務所の所掌事務)

第八十七条の十 山林事務所においては、次の事務を行

う。

一 森林計画に関する事

二 造林に関する事

三 造林臨時措置法に関する事

四 林業種苗に関する事

五 県有林及び分收造林に関する事

六 林産物搬出施設に関する事

七 保安林及び林野の保護取締に関する事

八 山地治山、海岸砂地造林及び災害防止林の造成に

関すること

九 林野の火人に関する事

十 木材、薪炭の生産に関する事

十一 木炭の検査に関する事

十二 特殊林産物の生産に関する事

十三 林業金融に関する事

十四 林業技術普及に関する事

十五 林野の経営指導に関する事

十六 森林火災国営保険に関する事

十七 林業団体の指導に関する事

十八 猥政に関する事

十九 森林害虫防除に関する事

第五章に第十五節として次のようすに加え、第十一節を

第十六節とし、以下順次五節ずつ繰り下げる。

第十五節 耕地事務所

(耕地事務所の設置) 第八十九条の二 耕地事務所は、農業土木に関する事務の一部を分掌させるための機関とする。

(耕地事務所の名称、位置及び管轄区域)
第八十九条の三 耕地事務所の名称、位置及び管轄区域
は、次のとおりとする。

名 称 位 置 管轄区域

鳥取県東部耕地事務所 鳥取市、頭郡、岩美郡、八

(耕地事務所の内部組織)

第八十九条の四 耕地事務所に、土地改良係及び災害復旧係を置く。

(耕地事務所の所掌事務)

第八十九条の五 耕地事務所においては、次の事務を行

う。

一 土地改良に関する事

二 耕地整理に関する事

三 河水統制及び農業水利調査に関する事

四 農地関係資材及び資金に関する事

五 耕地の災害復旧に関する事

六 土地改良区に関する事

第一百二条中「岩美郡網代村」を「岩美郡岩美町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。但し、目次(第二章の改正規定を除く。)及び第五章の改正規定は、昭和三十年五月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷 所 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣
行 政 鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣
者 者 鳥 取 市 東 町 取 縣